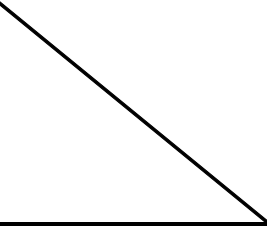
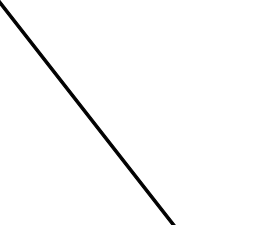
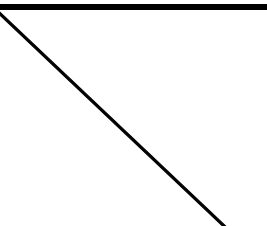
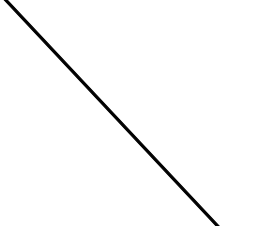
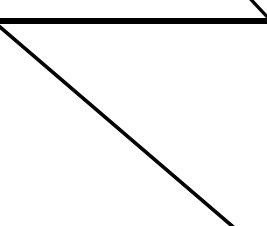
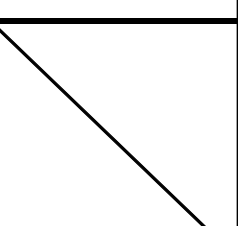
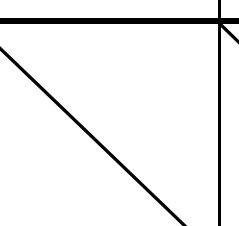
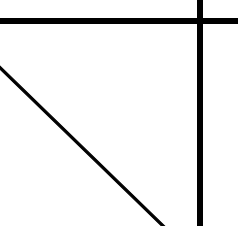


令和6年度「わ」で輝く自治会応援報償事業メニュー

区 分	メニュー	対象事業	輝き度 区 分	報 償 金						担当課
				地域連携加算	A	B	C	D	E	
「輪」 人と人の つながり	 交通安全	(1) 守山野洲交通安全コンクール(7～9月)への参加が条件です。 (コンクールの参加だけでは報償の対象となりません。コンクール期間中または期間外に実施した個別の取組が必要となります。) (2) 自転車の安全利用に関する取組 (自転車の賠償責任保険への加入促進、ヘルメット着用の啓発、自転車教室の開催等) (3) 交通安全対策に関する取組 (交通安全啓発看板・飛び出し坊や等の設置、カーブミラーの清掃活動等) (注) 連携加算については、日程を決め、啓発活動や事業に共同で取り組まれた場合に限ります。	取組事業数	2自治会以上での 連携した取組	5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	危機管理課
				各10,000円	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	
「和」 互いの協力	 防災・防犯	(1) 防災意識、防災力の向上 (消火栓用器具等の点検、普通救命講習の受講、集落内の防災パトロールの実施等) (2) 防犯意識の向上、地域の防犯対策 (青色回転灯車による防犯パトロール、安全・安心メールの利用促進等)	取組事業数		5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	危機管理課
					50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	
「話」 対話・ コミュニ ケーション	 交 流 (多世代交 流、居場所・ 生きがい・担 い手づくり)	(1) 居場所づくり・生きがいづくり (自治会館の開放、寺子屋のような世代間交流の場、知識や経験を活かした活動、地域貢献活動、子ども食堂等) (2) 住民同士の絆づくり (運動会、文化祭、趣味の発表会や展示会の開催など、住民同士の絆づくりを目的とし、全住民が参加対象となるイベント等の開催) (3) 自治会事務の効率化・担い手づくり (ZOOM活用による事業実施(勉強会や講座、交流会の開催)やSNS・ホームページによる自治会情報の発信など、若い世代をはじめ、住民に自治会活動を知ってもらうための取組や自治会事務の効率化を図る取組) (注) 連携加算については、年1回以上交流できる機会の場を設けてください。	取組事業数	2自治会以上での 連携した取組	5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	健康福祉政策課
				各10,000円	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	長寿政策課 こども家庭相談課 市民協働課
	 交 流 (バス)	自治会事業として、貸切バスまたは公共交通の利用による研修会等の実施 (注1) 自治会事業計画に基づく事業で、年1回に限ります。 (注2) 複数台利用の場合は、バスの大きさと台数を報告してください。(市有バスの利用は対象外。) (注3) 行楽のみの実施は対象外です。必ず実地での研修・学習の内容を取り入れてください。(バス車内でのDVD鑑賞等による研修は対象外です。) (注4) 「公共交通の利用」は、市内路線バスを10名以上が乗合いで利用した事業に限ります。 (注5) 行き先が環境センターである場合、「6 ごみの減量化・再資源化」と兼ねて報告可能です。	バスの種類 (1台あたり)		大型	中型	小型	マイクロ	公共交通	市民協働課
					45,000円	30,000円	25,000円	20,000円	10,000円	都市計画・交通政策課
	 健 康	(1) 健(検)診受診率向上への取組【必須】 (健(検)診の重要性の講座の開催、啓発チラシの作成等) (2) 健康づくり・健康意識の向上等への取組(健康推進員による出前講座等を含む) (健康教室の開催、ウォーキング大会の開催、グラウンドゴルフ大会・教室の開催等) (3) 介護予防につながる取組 (継続的な体操教室、在宅医療や認知症・フレイル予防等介護に関する学習会の開催等) (注) 連携加算については、グラウンドゴルフ等のイベント等の取組に限ります。	健(検)診の 受診率向上 への取組お よび取組事 業数	2自治会以上での 連携した取組	5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	すこやか生活課 母子保健課 地域包括支援センター 市民協働課
「環」 資源循環型 社会 (環境学習 都市宣言の 具現化に向 けた取組)	 ごみの減量化 ・再資源化	(1) ごみの減量化・再資源化への取組 (正しいごみ・資源物の出し方やルールの啓発、ごみ集積所の立会啓発、環境センター見学会等) (2) 不法投棄・持ち去り対策 (ポイ捨て防止・不法投棄防止の看板設置、持ち去り抑制の掲示物の設置等)	取組事業数		5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	ごみ減量推進課
					50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	生活支援相談課
	 環境保全	(1) 環境学習会の開催 (ほたる、水環境保全(琵琶湖、野洲川、赤野井湾、木浜内湖等)をテーマとした講師派遣による学習会開催等) (2) 琵琶湖や河川、水環境の保全に関する取組 (生き物観察会の開催や生息環境の整備、自治会内の河川におけるごみの回収活動等) (3) ペットの飼養マナーアップに関する取組 (チラシやポスター、看板の新設、ペットマナーアップ巡回活動等) (注) 連携加算については日程を決め、啓発活動や事業に共同で取り組まれた場合に限ります。	取組事業数	2自治会以上での 連携した取組	5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	環境政策課
				各10,000円	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	
	 脱炭素	(1) 学習会の開催 (地球温暖化防止、省エネルギー、公共交通をテーマとした講師派遣による学習会開催等) (2) 地球温暖化防止、省エネルギーの推進に関する取組 (クールビズ・ウォームビズ、節電、節水、省エネ家電の活用に関する啓発、太陽光発電・蓄電池の導入、再エネ電気への切り替え、省エネ、断熱リフォームに関する啓発、食の地産地消、脱炭素型の製品・サービス利用に関する啓発、バス、モーターカーの利用促進等)	取組事業数		5事業以上取組	4事業取組	3事業取組	2事業取組	1事業取組	環境政策課
					50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	都市計画・交通政策課
その他	 先駆け	地域の特色を活かしたまちづくりや他の自治会の模範となる新たな取組の実施 (支給対象は2事業まで、同一事業は3年まで) (注1) 祭礼行事の実施は対象外です。 (注2) ソフト事業のみが対象です。 (注3) 取組自治会は、必ず先駆けレポートを提出してください。	取組事業数		2事業以上取組	1事業取組				市民協働課
					60,000円	30,000円				

備考 ※他の助成や補助を受けて実施される取組は対象外です。(市や市社協が作成した看板等も対象外)
※各メニューの取組事業数等による輝き度区分の報償金を支給します。
※地域連携加算を受けられる場合は、各自治会の実施計画・実績報告とともに連携する自治会名を報告してください。また、連携する全自治会が同メニューを活用してください。
(地域連携加算の対象は、該当するメニューごとにその基準等を満たす1事業のみとなります。)
※取組内容により、対象となるための要件がある場合があります。
※複数のメニューで対象となる取組内容であっても、原則、1つのメニューのみでの申請となります。(例外あり)
※対象事業や要件等の詳細については、「申請の手引き」冊子に記載しています。

1 交通安全



担当課：危機管理課（077-582-1119）

メニュー	対象事業	取組事例
交通安全	(1) 自転車の安全利用に関する取組	・自転車の賠償責任保険への加入促進 ・ヘルメット着用の啓発 ・自転車教室の開催（点検方法、乗り方の指導） ・自転車の正しい乗り方の啓発 ・路上放置自転車防止の啓発 など
	(2) 交通安全対策に関する取組	・交通安全啓発看板、飛び出し坊や等の設置 ・危険箇所の点検、ヒヤリハットマップの作成 ・カーブミラーの清掃活動（※） ・【通】子どもの登下校見守り（週1回以上） ・交通安全教室の開催 ・迷惑駐車や不法駐車対策 ・飲酒運転追放の啓発 ・免許返納制度に関する周知 ・懇談会（話し合い）の開催 など

〈報償金額〉

A：5つ以上取組で**50,000円** B：4つ取組で**40,000円** C：3つ取組で**30,000円**
D：2つ取組で**20,000円** E：1つ取組で**10,000円**

〔地域連携加算〕+10,000円

上記(1)、(2)の取組のうち、他の自治会と共同での取組が1つ以上あれば加算

〈その他の要件・注意事項〉

■交通安全コンクール（7～9月）への参加必須（危機管理課からの案内により参加申込要）

※コンクールの参加だけでは報償の対象とはなりません。コンクール期間中または期間外に実施した個別の取組が必要となります。

※カーブミラーの清掃活動について

- ・ミラーを雑巾や乾いた布で拭くと細かい傷が付き、劣化の原因となりますので、実施いただく場合には柔らかい布を用意したり、布をよく湿らせて実施してください。
- ・汚れがひどい場合は、柔らかいスポンジか布等に中性洗剤をつけて洗浄後、洗剤を十分に洗い流してから水拭きし、最後に空拭きしてください。

〈事業報告書への添付書類の例〉

各取組の実施期間や内容がわかる書類…実施日一覧、写真、開催案内、啓発チラシや広報紙等

2 防災・防犯



担当課：危機管理課（077-582-1119）

メニュー	対象事業	取組事例
防災・防犯	(1)防災意識、防災力の向上	・避難行動要支援者に関する学習会、周知啓発等 ・図上訓練の実施、周知・啓発（避難所や避難ルートの確認、避難所運営方法の確認等） ・【通】消火栓用器具等の点検（月1回以上） ・普通救命講習の受講（10人以上） ・「防災」に関する講習会の実施・周知・啓発（消火器、防災設備の操作法、非常用持ち出し備品、災害への備え等） ・【通】集落内の防災（防犯）パトロールの実施（月1回以上） など
	(2)防犯意識の向上、地域の防犯対策	・【通】青色回転灯車による防犯パトロール（週1回以上） ※警察署での講習の受講が必要。詳細はP9 ・安全・安心メールの利用促進 ※詳細はP10。「安全・安心メールの利用促進にかかるチラシの作成について」を確認し、必要事項を記載したものを作成してください。 ・「防犯」に関する講習会の実施、周知・啓発（詐欺、盗難、空き巣対策等） など

〈報償金額〉

A：5つ以上取組で**50,000円** B：4つ取組で**40,000円** C：3つ取組で**30,000円**
D：2つ取組で**20,000円** E：1つ取組で**10,000円**

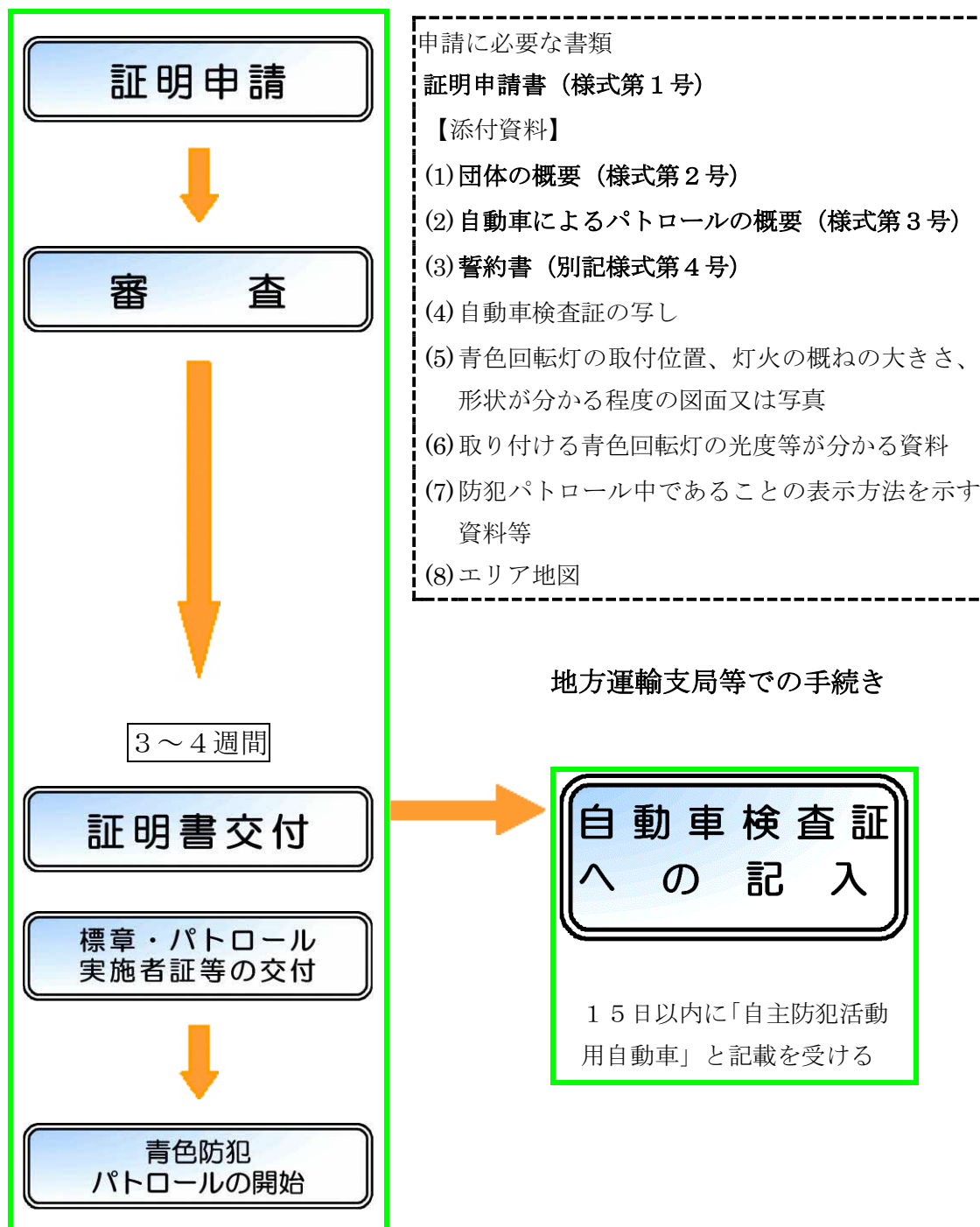
〈事業報告書への添付書類の例〉

各取組の実施期間や内容がわかる書類…**実施日一覧、写真、開催案内、啓発チラシや広報紙等**

青色回転灯パトロール車申請手続きの流れ

パトロール地域を管轄する警察署（守山警察署生活安全課）を通じて警察本部長宛に申請します。

警察署での手続き



※ パトロールを行うには、警察署において講習を受ける必要があります。受講にあたっては、警察署との日程調整が必要となりますので、守山警察署生活安全課（TEL：583-0110）までご相談ください。

※ 青色回転灯の取り付け費用に対して助成制度があります。新たに取り付け（更新含む）を検討されている場合は、滋賀県防犯協会（TEL：525-6529）までご相談ください。

安全・安心メールの利用促進にかかるチラシの作成について

☆チラシに必ず記載していただきたい内容

●配信される内容

- 災害情報
- 気象情報
- 行政情報
- 地震情報
- 防犯情報

●[t-moriyama@sg-m.jp]に空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。

☆チラシにできれば記載していただきたい内容

●配信される内容

- 災害情報（避難指示、国民保護情報（ミサイル・テロ）等）
- 気象情報（特別警報、大雨洪水・防風警報、竜巻注意報等）
- 行政情報（新型コロナウイルス感染症、PM2.5、インフルエンザ、食中毒等）
- 地震情報（震度4以上）
- 防犯情報（詐欺、不審者情報）

●カメラ機能付き携帯電話で右（下・上等）のQRコードを読み取り、サイトに接続後、手順に従って登録してください。



●迷惑メール設定をしている場合は、事前に「sg-m.jp」のドメインからの受信を許可する設定にしてください。

3 交流

(多世代交流、居場所・生きがい・担い手づくり)



担当課：健康福祉政策課（077-582-1123）／長寿政策課（077-584-5474）

こども家庭相談課（077-582-1137）※子ども食堂について／市民協働課（077-582-1148）※(1)「デジタルデバйд対策」、(2)、(3)について

メニュー	対象事業	取組事例
交流 (多世代交流、 居場所・生きがい・担い手づくり)	(1)居場所づくり・生きがいづくり	・【通】自治会館等の開放（月1回以上） （地域の子どもから高齢者、障がい者、子育て中の親等が気軽に寄れる場の提供。自治会館の開放のみでも構いません） ・寺子屋のような世代間交流の場（年2回以上） （地域の高齢者等の知恵や知識、伝統遊び、昔ながらの遊びなどを子どもたちへ伝承する事業） ・知識や経験を活かした活動 （デジタルデバйд対策としてのパソコン・スマホ教室の開催など） ※デジタルデバйд…インターネット等情報通信技術を使える人と使えない人の間に生じる情報格差のこと。 ※複数取組可 ・地域貢献活動 （地域のグループや団体による自主的な清掃活動や草刈り） ※複数取組可 ・子ども食堂（子どもの居場所づくり）（年3回以上） など
	(2)住民同士の絆づくり	運動会、文化祭、趣味の発表会や展示会など、住民同士の絆づくりを目的とし、全住民が参加対象となるイベント等の開催
	(3)自治会事務の効率化・担い手づくり	ZOOM活用による事業実施（勉強会や講座、交流会の開催）やSNS・ホームページによる自治会情報の発信など、若い世代をはじめ、住民に自治会活動を知ってもらうための取組や自治会事務の効率化を図る取組等

〈報償金額〉

A：5つ以上取組で**50,000円** B：4つ取組で**40,000円** C：3つ取組で**30,000円**
D：2つ取組で**20,000円** E：1つ取組で**10,000円**

【地域連携加算】+10,000円

上記(1)、(2)の取組のうち、他の自治会と共同での取組が1つ以上あれば加算
※年1回以上、参加者が交流できる場を設けてください。

〈その他要件・注意事項〉

・遊々ホリデー、すこやかサロン、子育てサロンなど、他の制度の助成を受けて行う事業は対象外。

〈事業報告書への添付書類の例〉

各取組の実施期間や内容がわかる書類…実施日一覧、写真、開催案内、啓発チラシや広報紙等

4 交流

(地域とのつながりづくり)



担当課：市民協働課（077-582-1148）／都市計画・交通政策課（077-582-1132）※「公共交通」利用について

メニュー	対象事業	内容・要件等
交流（バス）	貸切バスまたは公共交通機関の利用による研修会の実施	【研修テーマ事例】 <u>防災、環境、歴史、平和学習、自治会運営など</u> <u>（研修の目的を明確にすること）</u> ※「貸切バス」の利用は、バスの大きさおよび台数に応じた報償金を支給します。市有バスの利用は対象外です。 ※自治会事業計画に基づく事業で、年1回に限りです。 ※行楽のみの場合は対象外です。必ず研修・学習の内容を取り入れてください。 <u>（バス車内でのDVD鑑賞等による研修は対象外です。実地での研修を取り入れてください。）</u> ※「公共交通」の利用は、市内路線バスを10名以上が乗合いで利用した事業に限りです。 ※行き先が環境センターである場合、「6 ごみの減量化・再資源化」と兼ねて報告可能です。

〈報償金額〉※1台あたり

A：大型 **45,000円** B：中型 **30,000円** C：小型 **25,000円**
D：マイクロ **20,000円** E：公共交通（市内路線バス） **10,000円**

〈事業報告書への添付書類の例〉

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類…【貸切バス・公共交通共通】写真、開催案内等
- ・その他、この取組の報告に必要な書類
 - …【貸切バス】バスの大きさや台数がわかる書類（明細書等）、バス代の領収書写し
 - …【公共交通（市内路線バス）】利用した区間（〇〇駅～守山駅等）、利用者数がわかる書類



担当課：すこやか生活課（077-581-0201）／母子保健課（077-583-0898）

地域包括支援センター（077-581-0330）※メニュー(3)について／市民協働課（077-582-1148）※感染症対策備品購入について

メニュー	対象事業	取組事例
健康 ※市からの講師派遣等の支援については15ページを参照	(1)健(検)診受診率向上への取組【必須】	・健(検)診の重要性の講座の開催、啓発チラシの作成など
	(2)健康づくり・健康意識の向上等への取組	・健康教室の開催 ・ウォーキング大会の開催 ・グラウンドゴルフ大会・教室の開催 ・BIWA-TEKUアプリ活用の啓発 ※詳細はP17,18を参照 ・感染症（コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）予防対策の啓発 ・感染症対策に資する備品・消耗品の購入 ※税込1万円以上購入し、自治会活動で活用する場合のみ対象 ※領収書の写し（金額、日付、品名がわかるもの）および購入備品一覧表（P19）を必ず提出すること。
	(3)介護予防につながる取組	・【通】継続的な体操教室（月1回以上） ・在宅医療や認知症、フレイル予防等、介護に関する学習会の開催 ※「フレイル」とは…加齢や疾患によりさまざまな体の機能が衰え、健康な状態と介護が必要な状態の中間にあたる状態のこと。

〈報償金額〉※(1)の取組は必須

A：5つ以上取組で**50,000円** B：4つ取組で**40,000円** C：3つ取組で**30,000円**
 D：2つ取組で**20,000円** E：1つ取組で**10,000円**

【地域連携加算】+10,000円

上記(1)、(2)の取組のうち、他の自治会と共同での取組が1つ以上あれば加算

〈その他要件・注意事項〉

- ・市からの講師派遣等の支援についてはP14～16を参照。
- ・すこやかサロン、子育てサロンなど、他の助成を受けて行う事業は対象外です。
- ・事業の実施にあたっては、健康推進員を積極的に活用してください。

〈事業報告書への添付書類の例〉

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類…**実施日一覧、写真、開催案内、啓発チラシや広報紙等**
- ・「感染症対策に資する備品・消耗品の購入」
 …**領収書の写し（金額、日付、品名がわかるもの）および購入備品一覧表（P19）の両方を必ず提出すること。**

「わ」で輝く自治会応援報償事業

「健康：元気で長生きするための健康づくり」

「健康：元気で長生きするための健康づくり」の取組対象となる事業等について、次の内容について、市から講師派遣等の支援をさせていただきます。

★事業実施に際しては、健康推進員と連携しての積極的な取り組みをお願いします。

実施内容	具体的な内容（情報や資料の提供ができるものなど）
1 健（検）診の重要性の講座の開催	・次の内容について、講師派遣やお話をするができます。 ・1講座につき、1時間程度(45分以上)を原則とします。 ① がん検診（大腸がん、胃がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん）について 「がん検診を受けましょう」 ② 健康診査について 「健康診査の結果から生活習慣を見直しましょう」 39 歳以下健診 特定健診（守山市国民健康保険） 75 歳以上健診 ③ 検診(COPD、結核、肝炎ウイルス、骨粗しょう症、歯科)について 【担当】すこやか生活課 TEL：581-0201

実施内容	具体的な内容（情報や資料の提供ができるものなど）						
2 その他健康講座開催等	・次の内容について、講師派遣やお話をすることができます。 ・1講座につき、1時間程度(45分以上)を原則とします。 ① 予防接種について（子ども・高齢者） ② 健康な食生活について ③ 食育について ④ 生活習慣病予防について（高血圧、糖尿病、心疾患、脳卒中、骨粗しょう症、慢性腎臓病など） ⑤ 運動（ストレッチ）の効用や方法（BIWA-TEKU(ビワテク)アプリについてなど） ⑥ メタボリックシンドロームについて ⑦ たばこ健康について（肺がん、COPDなど） ⑧ こころの健康づくりについて（うつ、睡眠障害、ゲートキーパー研修など） ⑨ お口の健康について（むし歯、歯周病予防） ⑩ 乳幼児・子どもの健康について ⑪ 乳幼児・子どもの栄養について ⑫ 在宅医療や介護について (1) 介護保険について (2) 訪問診療について (3) 訪問歯科診療について (4) 終活のススメ～エンディングノートを書いてみよう～ (5) 介護支援専門員の役割について (6) 訪問看護師の役割について (7) 在宅における服薬管理について ⑬ 地域で守ろう！高齢者の人権～介護する人とされる人を守るために～ ⑭ 認知症サポーター養成講座（初級編）・認知症みまもーりー♥隊員養成講座（上級編） ⑮ もの忘れチェック（もの忘れ相談プログラム） ⑯ 介護予防・フレイル予防・健康づくりについて (1) お口の健康と栄養について (2) 認知症予防について (3) うつ・閉じこもり予防について (4) 転倒予防について (5) 百歳体操（紹介・体験） (6) 健康のび体操（紹介・体験） (7) もりやまプラス体操 (8) 生活習慣病予防について (9) 季節に応じた健康管理について (10) 市の健康課題について 【担当】 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">① ～ ⑨ すこやか生活課</td> <td style="width: 50%;">TEL：581-0201</td> </tr> <tr> <td>⑩、⑪ 母子保健課</td> <td>TEL：583-0898</td> </tr> <tr> <td>⑫ ～ ⑯ 地域包括支援センター</td> <td>TEL：581-0330 FAX：581-0203</td> </tr> </table> 概ね、65 歳以上を対象とした出前講座です。	① ～ ⑨ すこやか生活課	TEL：581-0201	⑩、⑪ 母子保健課	TEL：583-0898	⑫ ～ ⑯ 地域包括支援センター	TEL：581-0330 FAX：581-0203
① ～ ⑨ すこやか生活課	TEL：581-0201						
⑩、⑪ 母子保健課	TEL：583-0898						
⑫ ～ ⑯ 地域包括支援センター	TEL：581-0330 FAX：581-0203						

実施内容	具体的な内容（情報や資料の提供ができるものなど）
3 健康推進員による啓発活動	・守山市健康推進員連絡協議会の活動として、出前講座に登録されている講座です。 ・所要時間は講座により異なります。（詳細は相談により） 健康推進員による各種講座 ① 離乳食講座 ② 虫歯予防講座 ③ 防煙講座 ④ 手づくりおやつ講座 ⑤ 食育講座 ⑥ 運動講座 ⑦ 食生活改善講座 ⑧ レシピの配布（健康推進員作成） 【担当】 すこやか生活課 TEL：581-0201
4 啓発紙の発行	・健診受診率向上への取組として、啓発紙の発行や自治会広報での特集・連載のための情報提供を行います。 ・次の内容の資料提供（記事提供）を行うことができます。 1 健（検）診の重要性の講座の開催 ①～③ 2 その他健康講座開催等 ①～⑫ 3 健康推進員による啓発活動 ⑧ 【担当】 1 ①～③、2 ①～⑫、3 ⑧ すこやか生活課 TEL：581-0201 2 ⑬～⑯ 地域包括支援センター TEL：581-0330 FAX：581-0203
5 その他	・1～4の他に、次の内容について、市が実施や支援、情報提供を行うことができます。 ① 健康機器を用いての啓発（市の物品活用等） ② つどい等の自治会事業での健康についての啓発活動（健康推進員と共同で） ③ 「第3次健康もりやま21」からの情報提供 ・市の健康にかかる目標、現状データ ・計画ダイジェスト（特徴・内容） ④動画 HP  ④ 健康啓発動画の情報提供 【担当】 すこやか生活課 TEL：581-0201 ※第3次健康もりやま21…国が21世紀における国民健康づくり運動の指針として「健康日本21（第3次）」を策定し、これに基づき一人ひとりが考え、行動するための市の健康づくり計画として平成25年3月に策定（令和17年度までの計画）

守山市民限定

BIWA-TEKUアプリで歩いて 健診で QUOカードPayをGET

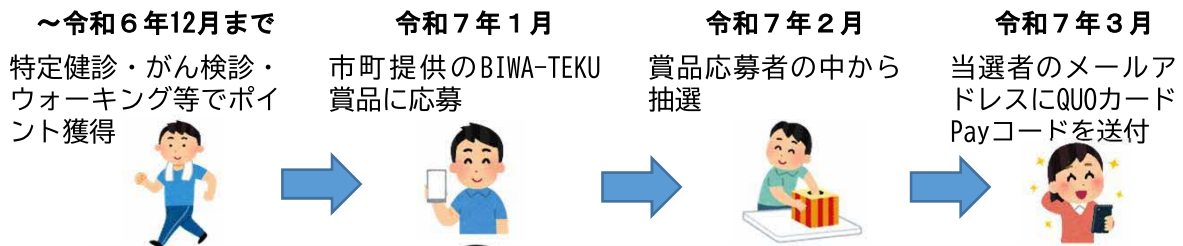
BIWA-TEKUポイント1000ポイント以上獲得した方の中から抽選で500名にQUOカードPayをプレゼント！

応募要件

【対象者】

守山市在住の19歳以上でBIWA-TEKU賞品に応募された方
(40歳以上74歳までの方は特定健康診査の受診も必要です。)

【応募方法・スケジュール】



賞品応募の際にはメールアドレスの記入をお忘れなく！

QUOカードPayを抽選で計500名様にプレゼント

	1等	5,000円分	25名
	2等	3,000円分	25名
	3等	1,000円分	150名
	4等	500円分	300名

QUOカードPayとは

スマホに届くデジタルギフトです。
アプリ不要で「もらう」「ひらく」「みせる」のステップで使用できます。

QUOカードPayは、BIWA-TEKU賞品応募時に登録いただいたメールアドレスに送付します。
(3月中旬予定) 当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

BIWA-TEKUとは

各市町が実施するモバイルスタンプラリーや、バーチャルラリーへの参加、または各種健診の受診や健康に関する目標を達成すること、体重・血圧等の身体情報登録で健康ポイントをためることができ、賞品に応募できるアプリです。

BIWA-TEKU公式サイト

アプリダウンロードはこちらから

BIWA-TEKU



<https://biwateku.jp/>

問合せ先 守山市すこやか生活課 TEL 077-581-0201



スタンプラリー

各市町のお勧めコースをめぐりチェックイン。スポットによってポイント数が異なります。

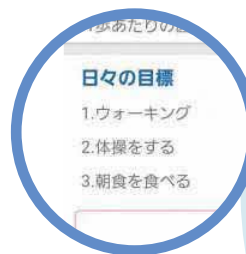


Let's Walking!!



BIWA-TEKU

健康ポイントを貯めて
健康寿命をのばしましょう!



デイリーポイント

目標を立てた健康づくりを実践して1日1ポイント。7日間連続達成でボーナスポイント!



バーチャルラリー

端末内蔵のヘルスアプリと連動し、計測された歩数を利用してバーチャルコースを達成。



身体情報を登録

体重・体脂肪率・血圧を登録して1日1回1項目につき1ポイント。グラフで確認も可能。



健康イベント

各市町で対象の健康イベントに参加。イベント毎に取得ポイント数が異なります。



健診を受診

特定健康診査やがん検診、歯科検診を受診してポイント獲得!

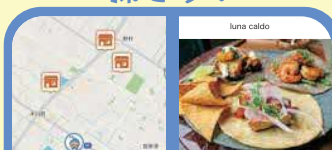
New!

医療費抑制効果が見える!



自身の歩行による医療費抑制効果を算出し、見える形で表示されます。日々の取り組みが医療費抑制効果に繋がります。

近くの店舗・施設を探そう!



スタンプラリーのMAP上に各市町のBIWATEKU協賛店舗や施設をご紹介! お近くにお越しの際は、是非立ち寄ってみてね。

健診や日々の測定で自己管理!



年1回、受診された健診データを登録するとポイント取得! 日々の測定では、初回測定値より同年最終測定値が改善されていればボーナスポイントも!

気の合う仲間とグループ参加!



複数人で協力して参加するグループ機能。招待されたグループに参加すると、グループ内の平均取得ポイントでランキングにも参加できます。

ポイントの蓄積期間は毎年1月1日~12月31日迄です

集めたポイントで協賛企業等から提供された素敵な賞品が抽選で当たる!

応募対象者

19歳以上の方
(40歳以上74歳までの方は
特定健康診査の受診をされた方)

応募方法

貯めたポイントの応募口数を利用してアプリから
応募してください。

応募期間

翌年1月1日~
1月31日迄



こちらから無料で
ダウンロード



詳細はBIWA-TEKU
公式サイトへ
BIWATEKU



※ 参加者は、事前に健康診断を受けるなど、万全の健康管理のもとご参加ください ※ 交通ルールや歩行マナーを守り、事故には十分注意してください(歩きスマホ) ※ 体調が悪いときは無理せず休憩したり中断するなど体調管理に気を配りましょう ※ Apple、Appleのロゴは米国および他国のApple Inc.の登録商標です ※ Google、AndroidおよびAndroid ロゴ、Google Play は、Google Inc.の商標または登録商標です

感染症対策 購入備品一覧表

自治会名

自治会

自治会長名

※本様式と併せて、購入した物品の金額・品名、購入日等がわかる領収書やレシートの写しを提出してください。

番号	購入年月日			備品名	個数	税込み価格	購入先	活用方法
	年	月	日					
例	令和6	4	1	アルコール消毒液	2	1,600円	〇〇商店	自治会館入館時に、手指消毒用として使用する。
1						円		
2						円		
3						円		
4						円		
5						円		
6						円		
7						円		
8								
9						円		
10						円		
11						円		
12						円		
13						円		

合計

円

※税込みでの合計金額が10,000円以上の場合に報償金の支給対象となります。
※報償金額は、購入合計金額によらず一律10,000円となります。

6 ごみの減量化・再資源化



担当課：ごみ減量推進課（077-584-4692）／生活支援相談課（077-582-1161）※フードドライブについて

メニュー	対象事業	取組事例
ごみの減量化・再資源化	(1)ごみの減量化・再資源化への取組	・正しいごみ・資源物の出し方やルール の啓発 ・ごみ集積所の立会啓発 ・環境センター見学会 ※バス借り上げする場合、「4 交流（バス）」と兼ねて報告可能。 ・ごみの減量や適正処理、分別等に関する学習会 ・マイバッグ・マイ箸持参、食品ロス削減運動の実施 ・小型家電や雑誌・雑紙の回収促進に向けた取組 （自治会イベントでの回収活動や回収ボックスの設置等） ・自治会フードドライブの実施 ・ダンボールコンポスト講習会の実施 など
	(2)不法投棄・ごみの持ち去り対策	・ポイ捨て防止、不法投棄防止の看板設置 ・持ち去り抑制の掲示物の設置 など

〈報償金額〉

A：5つ以上取組で**50,000円** B：4つ取組で**40,000円** C：3つ取組で**30,000円**
D：2つ取組で**20,000円** E：1つ取組で**10,000円**

〈事業報告書への添付書類の例〉

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類
…実施日一覧、写真、開催（開設）案内、啓発チラシや広報紙等
- ・その他、取組内容により必要な書類
…マイバッグ・マイ箸持参、食品ロス削減運動の実施
小型家電の回収促進に向けた取組
雑誌・雑がみの回収促進に向けた取組

取組状況の写真

『もったいない』を「笑顔」と「絆」に！

ご家庭に眠っている

食品大募集！

食 品 口 ス が 誰 か の 笑 顔 に

ご家庭で余っている食品を持ち寄り、食料支援を必要とするご家庭や福祉施設に無償で提供する『フードドライブ』に自治会で取り組んでみませんか？

自治会が指定する
日時に回収箱へ



※回収箱はお貸しできます。
フードバンクびわ湖へお問い合わせください。

※フードバンクびわ湖は
守山市と協定を締結し、
フードドライブの取組を
共に進める団体です。

ご提供いただきたい食料品

✓ 未開封で賞味期限 1 か月以上の食料品

お米（前年以降収穫分）・
缶詰・レトルト食品・イン
スタント食品・パスタ・
素麺・飲み物・調味料・
のり・ふりかけなど

賞味期限が 1 か月を切っている食品
賞味期限が明記されていない食品
開封されている食品
アルコール（みりん、料理酒除く）
生鮮食品

ご提供いただけない食品

お問い合わせ

■ 守山市役所

生活支援相談課 電話582-1161

ごみ減量推進課 電話584-4692

□ フードバンクびわ湖

守山市吉身二丁目 5 番 9 号

よしみ乳児保育園内

電話：090-2017-6822

（担当：曾田）



担当課：環境政策課（077-584-4691）

メニュー	対象事業	取組事例
環境保全	(1)環境学習会の開催 (講師派遣による学習会、 関連施設の見学等)	・ほたるに関するもの ・水環境保全（琵琶湖、野洲川、赤野井湾、木浜内湖等）に関するもの など
	(2)琵琶湖や河川、水環境の保全に関する取組	・外来水生植物の駆除 ・生き物観察会の開催や生息環境の整備 ・琵琶湖や河川の自然体験学習の開催 ・自治会独自で行う湖岸清掃等 ・自治会内の河川におけるごみの回収活動（年6回以上） ・河川へのポイ捨て防止の啓発（看板の場合2か所以上） ・ほたるの保護に関する意識啓発や生息環境の保全 など
	(3)ペットの飼養マナーアップに関する取組	・チラシやポスター、看板の新設 ・【通】ペットマナーアップ巡回活動（月1回以上） など

〈報償金額〉

A：5つ以上取組で**50,000円** B：4つ取組で**40,000円** C：3つ取組で**30,000円**
D：2つ取組で**20,000円** E：1つ取組で**10,000円**

〔地域連携加算〕+10,000円

上記(1)～(4)の取組のうち、他の自治会と共同での取組が1つ以上あれば加算

〈その他要件・注意事項〉

- ・同日に学習会と事業を実施された場合については、いずれか1事業とします。
- ・看板の新設は2か所以上設置することが条件です。
- ・市や他の機関が主催するものへの参加は対象外です。

※市主催の湖岸清掃運動、赤野井湾再生プロジェクト主催の湖底ごみ除去活動は、令和5年度から対象外です。

〈事業報告書への添付書類の例〉

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類
…実施日一覧、写真、開催（開設）案内、啓発チラシや広報紙等

8 脱炭素



担当課：環境政策課（077-584-4691）

都市計画・交通政策課（077-582-1132）※公共交通に関する学習会、バス、モーリーカーの利用について

メニュー	対象事業	取組事例
脱炭素	(1)学習会の開催 （講師派遣による学習会、 関連施設の見学等）	・地球温暖化防止に関するもの ・省エネルギーに関するもの ・公共交通に関するもの
	(2)地球温暖化防止、 省エネルギーの推進に 関する取組	・クールビズ・ウォームビズ、節電、節水、省エネ家電の活用に関する啓発 ・太陽光発電・蓄電池の導入、再エネ電気への切り替え、省エネ、断熱リフォームに関する啓発 ・食の地産地消、脱炭素型の製品・サービス利用に関する啓発 ・自治会館等でのクールシェアまたはウォームシェアの実施 ・自治会が主催する集会・会議等でのマイボトルの取組推進 ・熱中症予防・対処方法の周知・啓発 ・バス、モーリーカーの利用促進（チラシの作成、利用促進に関する出前講座など） ・公共交通機関の利用、エコドライブに関する啓発 ・うちエコ診断の受診（5世帯以上） など

〈報償金額〉

A：5つ以上取組で**50,000円** B：4つ取組で**40,000円** C：3つ取組で**30,000円**
D：2つ取組で**20,000円** E：1つ取組で**10,000円**

〈その他要件・注意事項〉

・同日に学習会と事業を実施された場合については、いずれか1事業とします。

〈事業報告書への添付書類の例〉

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類
- …実施日一覧、写真、開催(設)案内、啓発チラシや広報紙等

9 先駆け



担当課：市民協働課（077-582-1148）

メニュー	対象事業	要件等
先駆け	地域の特色を活かしたまちづくりや他の自治会の模範となる新たな取組の実施	※「（様式第1号）別紙 事業報告書 兼 先駆けレポート」（P68～69）を必ず提出すること。 ※他の自治会の模範となる事業を実施してください。 ※同一事業への支給は3年までです。 ※支給の対象は2事業までです。 ※祭礼行事の実施は対象外です。 ※他の補助金などを受けて実施する取組と兼ねることはできません。 ※ソフト事業のみが対象です。 これまでに各自治会で実施された取組事例（抜粋）はP25～52参照

〈報償金額〉

A：2つ以上取組で**60,000円** B：1つ取組で**30,000円**

〈事業報告書への添付書類の例〉

- ・各取組の実施期間や内容がわかる書類…写真、開催案内、啓発チラシや広報紙等
- ・その他、この取組の報告に必要な書類
- …「**（様式第1号）別紙 事業報告書 兼 先駆けレポート**」（→P73,74参照）